

機構集積協力金交付事業の概要

農林水産省経営局農地政策課
令和7年4月

1. 機構集積協力金交付事業の概要

令和6年度補正予算額 8,000百万円
※ 都道府県基金と併せて交付

1. 地域集積協力金

- 農地中間管理機構（農地バンク）を活用して、担い手への農地集積・集約化に取り組む地域に対して、協力金を交付します。

＜交付要件＞

- (1) 以下の①・②のいずれか一方を満たすこと
 - ① 交付対象面積の1割以上が新たに担い手に集積されること。
 - ② 「地域」の農地面積に占める同一の耕作者が耕作する1ha以上（中山間地域及び樹園地は0.5ha以上、北海道は6ha以上）の団地面積が10ポイント以上増加すること
- (2) 農地バンクへの貸付等総面積に占める1ha以上（中山間地域は0.5ha以上）の団地面積が10%以上であること

＜交付単価表＞

区分	農地バンクの活用率（累積）		交付単価（農作業委託）
	一般地域	中山間地域	
1	80%超	60%超80%以下	2.8万円/10a（1.4万円/10a）
2		80%超	3.4万円/10a（1.7万円/10a）

注：過去に交付を受けた地域で、再度申請する場合は、 前回の交付単価区分より高い区分で取組む場合に交付。

注：中山間地域（農林統計上の中間農業地域、山間農業地域（旧市区町村別））

＜交付対象面積＞

- ・農地バンクへの貸付面積（貸付期間6年以上）
- ・農地バンクを通じた農作業委託面積（基幹3作業以上を10年以上）

＜農地バンクの活用率（累積）＞

農地バンクへの貸付総面積 + 農地バンクを通じた 農作業委託面積

「地域」の農地面積

2. 集約化奨励金

- 農地バンクからの転貸又は農地バンクを通じた農作業受託により、農地の集約化に取り組む地域、また集約化の取組に併せ、受け手が位置付けられていない農地を集約化し当該農地を引き受けやすくする取組に対して、奨励金を交付します。

＜交付要件（①翌々年度、②翌々翌 までに満たすこと）＞

「地域」の農地面積に占める次に掲げるの団地面積の割合が10ポイント以上増加すること 等

- ① 同一の耕作者耕作する1ha以上の団地面積＜一般タイプ＞
 - ② 目標地図において農業を担う者位置付けられていない農地による1ha以上の団地面積＜受け皿準備タイプ＞
- ※ 中山間地域の場合は0.5ha

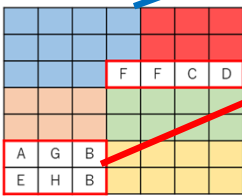
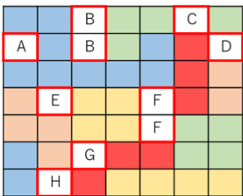
＜交付対象面積＞

- 以下により新たに団地化(増加)した面積
- ・農地バンクからの転貸面積
- ・農地バンクを通じた農作業受託面積（基幹3作業以上）

＜交付単価表＞

	地域の団地面積の割合	交付単価	
		一般タイプ（農作業受託）	受け皿準備タイプ
区分1	10ポイント以上増加	1.0万円/10a（0.5万円/10a）	0.5万円/10a
区分2	20ポイント以上増加 既に30%以上の地域は1団地当たりの平均面積が1.5倍以上	3.0万円/10a（1.5万円/10a）	1.5万円/10a

注：区分2は、いずれかの要件を満たすこと



＜一般タイプ＞
地域内の農業を担う者に対して農地を集約化する取組を支援

＜受け皿準備タイプ＞【新規】
受け手が位置付けられていない農地を集約化することで、農地を引き受けやすくする取組を支援
※ 一般タイプと一体的に実施

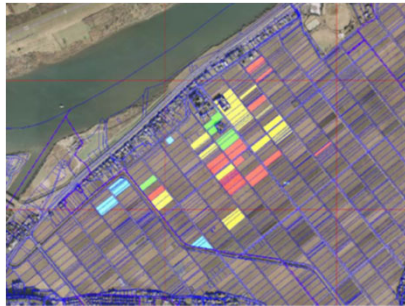
2. 地域集積協力金及び集約化奨励金の概要

- 地域計画の策定地域内等において、農地バンクを活用（農作業受委託を含む）して農地の集積・集約化に取り組む地域に対して協力金を交付します。
- 地域集積協力金と集約化奨励金は、同一年度内に取り組むこともできます。

地域集積協力金の取組事例

担い手への農地集積に取り組む地域を支援

取組前



取組後



<C県S町の事例>

高齢化により農地を手放したいと考える所有者が増加していたため、農地バンクを活用して、担い手への農地集積と集約化を実現。

◎担い手への集積面積（率）：14ha（22%）→ 40ha（59%）

◆出し手のメリット

- ・ 公的機関のため安心して農地を貸し出せます。

●受け手のメリット

- ・ 契約や賃料支払いの相手は農地バンクのみです。

集約化奨励金の取組事例

農地の集約化に取り組む地域を支援

取組前



取組後



<T県I市の事例>

担い手が競合して農地集積を進めた結果、農地が分散。農地バンクを活用して耕作地の交換による農地の集約化を実現。

◎担い手の団地数（平均面積）：30力所（0.7ha）
→ 8力所（8ha）

◆出し手のメリット

- ・ 受け手が代わっても、手続等の負担はありません。

●受け手のメリット

- ・ 地域の話合いに基づき、農地バンクが耕作地を交換します。

3. 地域集積協力金及び集約化奨励金の交付対象地域

■ 交付対象地域

交付対象地域は以下のいずれかの区域です。

- ① 地域計画が策定されている区域（全部または一部を含む）



■ 留意事項

- ・ 全域が地域計画の区域内に含まれていれば、交付対象地域として取り扱うことから、同一の地域計画内で複数の交付対象地域を設定することも可能です。

■ 地域計画の様式

参考様式第5-2号

地域計画	
策定年月日	令和〇年〇月〇日
更新年月日	令和〇年〇月〇日 (第〇回)
目標年度	令和〇〇年度
市町村名 (市町村コード)	〇〇市 (〇〇〇)
地域名 (地域内農業集落名)	〇〇地区 (A集落、B集落、.....)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

・
・
・

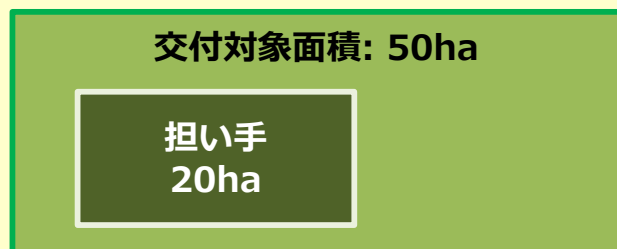
4－①. 地域集積協力金の交付要件

■ 交付要件①（（１）又は（２）のいずれか一方の要件を満たす必要があります。）

（１）新規集積 1 割要件

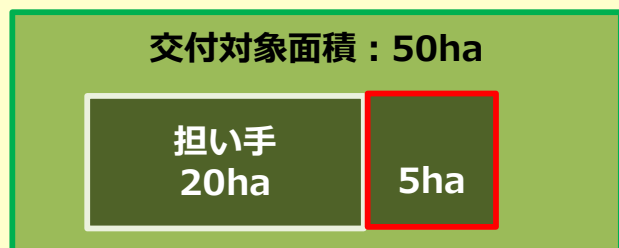
- 交付対象面積の10%以上が、新たに担い手に集積されること

〈現状〉



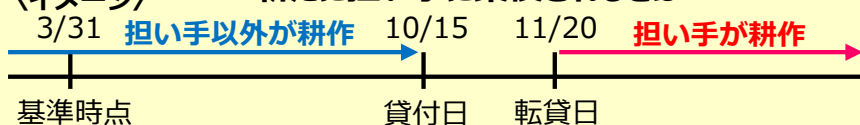
+

〈実施年度〉



$$5 \text{ ha} / 50 \text{ ha} \times 100 = 10\% \Rightarrow \text{交付要件達成}$$

〈イメージ〉 新たに担い手に集積されるとは？



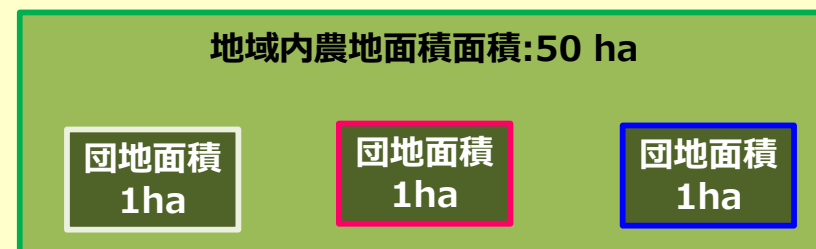
① 3 月末時点から、担い手以外の人が続いて耕作

② 農地バンクを介して担い手に貸し付け又は農作業委託

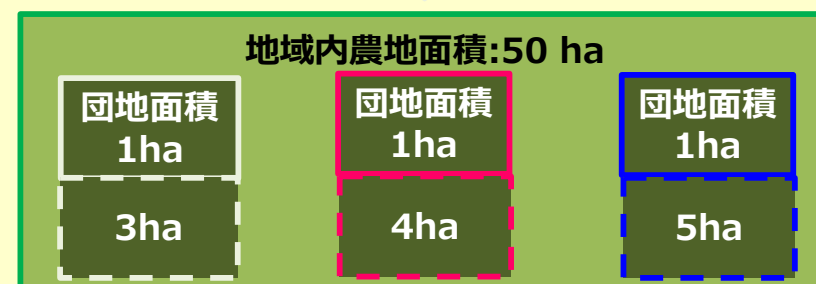
（２）団地化 1 割要件

- 「地域」の農地面積に占める同一の耕作者が耕作する 1 ha 以上（中山間地域及び樹園地は 0.5 ha 以上、北海道は 6 ha 以上）の団地面積が 10 ポイント以上増加すること

〈現状〉

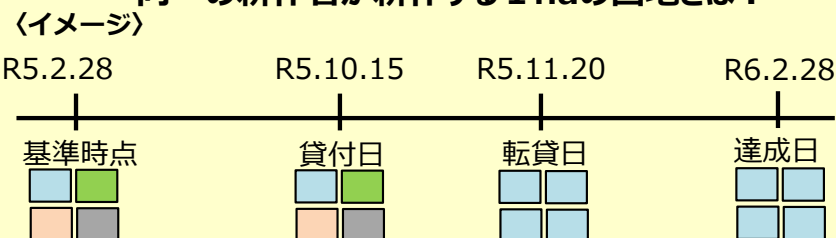


〈実施年度〉



$$\begin{aligned} & ((4 \text{ ha} + 5 \text{ ha} + 6 \text{ ha}) / 50 \text{ ha} \times 100) \\ & - ((1 \text{ ha} + 1 \text{ ha} + 1 \text{ ha}) / 50 \text{ ha} \times 100) \\ & = 30\% - 6\% = 24\% \Rightarrow \text{目標達成} \end{aligned}$$

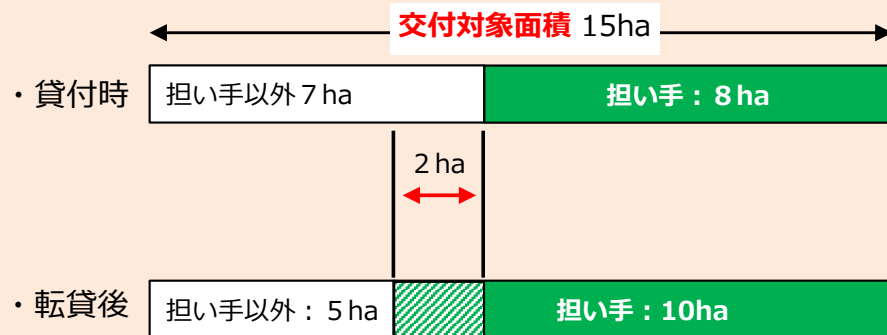
同一の耕作者が耕作する 1 ha の団地とは？



4 - ②. 地域集積協力金の交付要件の確認

■ 交付要件確認の例（新規集積 1 割要件）

① 交付対象面積の10%以上が、新たに担い手に集積されること



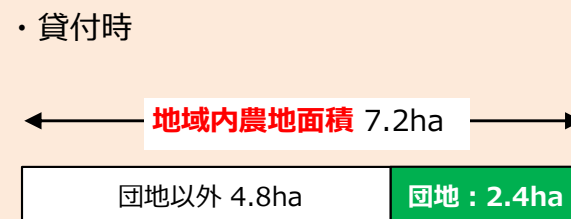
- ◎担い手A
貸借 : 1ha
 - ◎担い手B
貸借 : 0.7ha
 - ◎担い手C
特定農作業受委託 : 0.3ha
- 合計 : 2ha**

新たに担い手に集積される割合

$$2\text{ha} \div 15\text{ha} = \underline{13.3\%} \Rightarrow \text{交付要件に適合}$$

■ 交付要件確認の例（団地化 1 割要件）

② 「地域」の農地面積に占める同一の耕作者が耕作する 1ha以上（中山間地域及び樹園地は0.5ha以上、北海道は6ha以上）の団地面積の割合が10%以上増加



	団地 2	団地 2
団地 1	団地 1	団地 2
団地 1		団地 2
団地 1		



団地 1	団地 1	団地 1
	団地 1	
	団地 2	団地 2
	団地 2	団地 2
		団地 2
		団地 2
団地 3	団地 3	団地 3
団地 3	団地 3	団地 3

- ◎担い手A
団地 : 1.2ha→1.2ha
 - ◎担い手B
団地 : 1.2ha→1.8ha
 - ◎担い手C
団地 : 0.0ha→1.5ha
- 合計**
2.4ha
↓
4.5ha

1ha以上の団地の増加割合

$$(4.5\text{ha} \div 7.2\text{ha}) - (2.4\text{ha} \div 7.2\text{ha}) = \underline{29.2\%} \Rightarrow \text{交付要件に適合}$$

4－③．地域集積協力金の交付要件

■ 交付要件②

- 農地バンクへの貸付総面積及び農地バンクの農作業委託総面積に占める1 ha以上（中山間地域は0.5ha以上）の団地面積が10%以上であることが必要です。

■ 機構の貸付総面積に占める団地化割合

農地バンクへの貸付等総面積のうち1 ha以上の団地面積
農地バンクへの貸付等総面積

※ 農地バンクへの貸付総面積・農地バンクの農作業委託総面積について、過年度の貸付け等であっても、事業実施年度中に権利等を有していれば、総面積及び団地面積に算入できます。

※ 令和7年度事業の実施に当たっては、一般地域であれば農地バンクの活用率80%超、中山間地域であれば農地バンクの活用率60%超と地域内農地面積の半分以上を借受けている状態であることから、基本的には本要件は満たすものと考えます。

4－④．地域集積協力金の交付要件

■「農地バンクを通じた農作業委託」



①農用地利用集積等促進計画により農作業委託すること

②農作業委託の期間は10年以上とすること

委託者



農地バンク

※ 1：①及び②の要件を満たす必要があります。

※ 2：農作業委託は、農地バンクの借入・転貸と一体的に実施する必要があります。

●交付対象となる「農作業委託」とは

作物毎に、基幹的農作業のうち3作業以上を全てを委託する必要があります。

- ① 稲については、耕起・代かき、田植え及び収穫・脱穀
- ② 麦、大豆については、耕起・整地、播種及び収穫
- ③ その他の作物にあつてはこれらに準ずる農作業（3作業）

※「特定農作業受委託」も交付対象となります。

■農用地利用集積等促進計画の確認事項

基幹3作業以上を
委託する農地面積

基幹3作業以上を記載

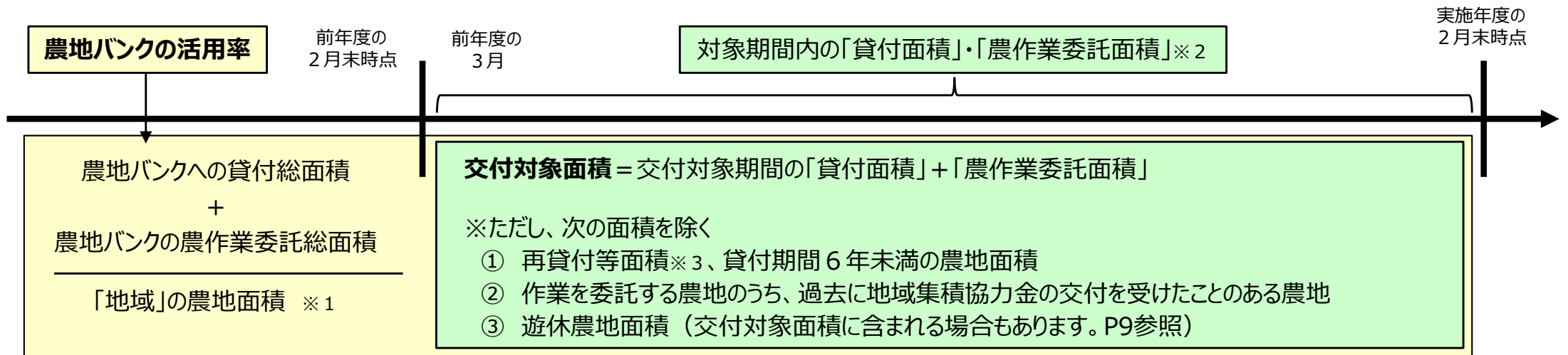
10年以上を設定

整理番号			農地中間管理機構に農作業の委託をする者(甲)				(氏名又は名称)				(住所)										
			農地中間管理機構(乙)				(氏名又は名称)				(住所)										
			農地中間管理機構から農作業の委託を受ける者(丙)				(氏名又は名称)				(住所)										
農作業の委託をする土地(A)						(乙)に委託する農作業(B)						(丙)に委託する農作業(C)						対価の支払(D)			備考
所在				現況地目	面積㎡	農作業委託の形態	農作業の内容	始期年月日	終期年月日	契約期間	対価	農作業受託の形態	農作業の内容	始期年月日	終期年月日	契約期間	対価	支払人	相手方	支払方法	
市町村	大字	字	地番																		

4－⑤. 地域集積協力金の交付額の計算方法

○ 交付額は、対象期間内に農地バンクへ貸付け又は農作業委託された農地面積に「農地バンクの活用率」に応じて設定された交付単価を乗じて算定します。

■ 「機構の活用率」と「交付対象面積」



- ※1 「地域」の農地面積は、地域ごとの担い手への農地集積・集約化の取組を考慮し、例えば、市民農園、研修用農場、試験研究用農場、施設園芸用農地等の面積を除いた面積とすることができます。
- ※2 原則、事業実施年度の前年度の3月から事業実施年度の2月末までの間に農地バンクに貸し付けられた農地面積をいいます。
- ※3 過去に農地バンクに貸し付けられた農地又は農地バンクを通じて農作業委託されたことのある農地が再度、農地バンクに貸付け等された面積をいいます。

■ 交付額

交付額 = 交付対象面積 × 交付単価

○ 交付単価は農地バンクの活用率によって、「一般地域」と「中山間地域」で異なります。

※中山間地域については、P10参照。

○ 「貸付」と「農作業委託」で交付単価が異なります。

※地域集積協力金の交付は、同一の農地に対して1度限りです。

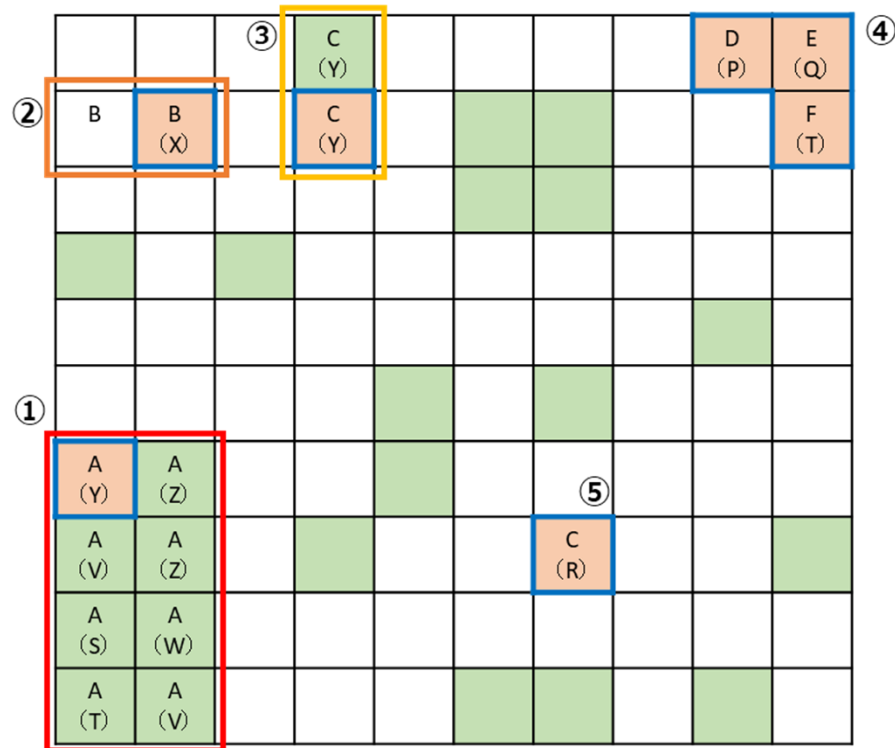
〈交付単価表〉

区分	農地バンクの活用率（累積）		交付単価 （農作業委託）
	一般地域	中山間地域	
1	80%超	60%超80%以下	2.8万円/10a (1.4万円/10a)
2		80%超	3.4万円/10a (1.7万円/10a)

4－⑥．地域集積協力金の交付対象農地（遊休農地）の取扱い

- 遊休農地については、原則、地域集積協力金の交付対象面積から除外します。
- ただし、農地バンクに貸し付けられた遊休農地と隣接する農地の耕作者が、当該遊休農地を借り受ける場合に限り、当該遊休農地についても、交付対象面積に含めることができます。

■ 交付対象確認の例



	パターン	交付対象の可否
①	接続する借受地を耕作するAが遊休農地を借受け	○
②	接続する自己所有地を耕作するBが遊休農地を借受け	○
③	借受地（1筆）と接続する遊休農地をCが借受け	○
④ ⑤	解消した遊休農地をそれぞれ別の者が借受け	×

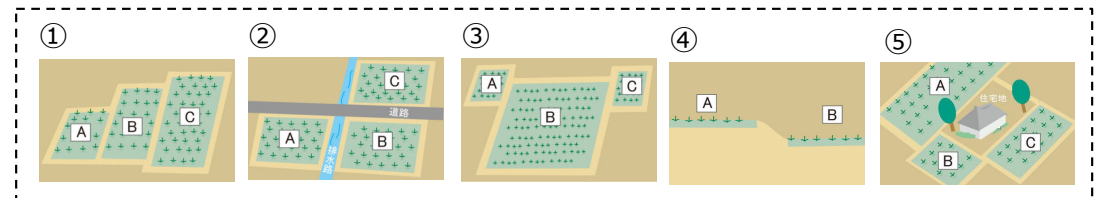
■ : 農地バンクへの貸付農地

■ : 遊休農地かつ農地バンクへの貸付農地

() は農地バンクに貸し付ける者

■ 隣接する農地の考え方

- 集約化奨励金における団地と同様の考えになります。（P15参照）



4－⑦．地域集積協力金の「中山間地域」の範囲

○ 地域集積協力金の「中山間地域」とは、次の①及び②を満たす地域です。

- ① 農林統計上用いられている地域区分（旧市区町村別）の中間農業地域又は山間農業地域に該当する地域
- ② 中山間地農業ルネッサンス事業の地域別農業振興計画に位置付けられている地域

区分	農地バンクの活用率（累積）		交付単価 （農作業委託）
	一般地域	中山間地域	
1	80%超	60%超80%以下	2.8万円/10a (1.4万円/10a)
2		80%超	3.4万円/10a (1.7万円/10a)

【一般地域】
都市的地域、平地農業地域

【中山間地域】
中間農業地域、山間農業地域

〈境界地域の取扱い〉

申請地域の地域設定が、中山間地域と一般地域の境界を跨いでいる場合は、当該地域内の中山間地域分と一般地域分の交付額をそれぞれ算定し、合算した額を交付するものとします。

中間農業地域

平地農業地域

A地区・地域の農地面積
中間30ha 平地10ha
・農地バンクへの貸付面積
中間15ha 平地3ha
・農地バンクへの貸付総面積
中間20ha 平地9ha

B地区・地域の農地面積
中間5ha 平地25ha
・農地バンクへの貸付面積
中間4ha 平地10ha
・農地バンクへの貸付総面積
中間4ha 平地20ha

C地区・地域の農地面積 平地30ha
・農地バンクへの貸付面積
平地12ha
(うち直払対象7ha)
・農地バンクへの貸付総面積
平地25ha

境界

○ また、一般地域内の中山間地域等直接支払交付金の交付対象となっている農地についても、中山間地域の交付単価を適用※できるものとします。

なお、中山間地域等直接支払交付金の交付対象となっている農地であっても一般地域であれば農地バンクの活用率は一般地域の区分を適用します。

※農地バンクの活用率が60%超で、上記②の計画に位置付けられている場合に限りま。

（右図のA地区の場合）

- 中山間地域分
 - ・農地バンクの活用率： $20\text{ha} \div 30\text{ha} = 66.7\%$
 - ・交付額： $2.8\text{万円}/10\text{a} \times 5\text{ha} = 420\text{万円}$
- 一般地域分
 - ・農地バンクの活用率： $9\text{ha} \div 10\text{ha} = 90\%$
 - ・交付額： $2.8\text{万円}/10\text{a} \times 3\text{ha} = 84\text{万円}$
- 合計： $420\text{万円} + 84\text{万円} = 504\text{万円}$

（B地区の場合）

- 中山間地域分
 - ・農地バンクの活用率： $4\text{ha} \div 5\text{ha} = 80\%$
 - ・交付額： $2.8\text{万円}/10\text{a} \times 4\text{ha} = 112\text{万円}$
- 一般地域分
 - ・農地バンクの活用率： $20\text{ha} \div 25\text{ha} = 80\%$ ※
 - ・交付額：※80%以下のため交付されません。
- 合計： $112\text{万円} + 0\text{万円} = 112\text{万円}$

（C地区の場合）

- ※ 平地で中山間地域等直接支払交付金の交付対象となっている農地を含む場合
- ・農地バンクの活用率： $25\text{ha} \div 30\text{ha} = 83.3\%$
- ・交付額
 - 直払対象以外： $2.8\text{万円}/10\text{a} \times 5\text{ha} = 140\text{万円}$
 - 直払対象： $3.4\text{万円}/10\text{a} \times 7\text{ha} = 238\text{万円}$
- 合計： $140\text{万円} + 238\text{万円} = 378\text{万円}$

4ー⑧. 中山間地農業ルネッサンス事業への位置付け

○ 地域集積協力金（集積タイプ）において、中山間地域の交付単価の適用を受けるためには、中山間地農業ルネッサンス事業の「地域別農業振興計画（都道府県作成）」及び「将来ビジョン（市町村作成）」に取組方針や実施地域を位置付ける必要があります。

<都道府県作成>

地域別農業振興計画

〇〇地域
(〇〇市、〇〇市、〇〇町、〇〇町)

令和4年〇月
〇〇県

<市町村作成>

将来ビジョン 〇〇町

令和4年〇月

① 地域別農業振興計画の「現状と課題」、「取組方針」の欄に農地バンクを活用した農地集積・集約化に関する内容を記載してください。

- ※ 振興計画は、地方農政局長等に事業実施年度の前年度の1月末までに提出し、2月末までに認定を受ける必要があります。
- ※ 取組方針の変更は、重要な変更該当し、認定に準じた手続を要することに留意してください。

② 「支援事業」の欄に実施地域を位置付けてください。

2. 支援事業（実施予定を含む）

番号	事業内容	実施主体	事業量	対象農用地面積	着工年度	完了年度	備考
	機構集積協力金交付事業のうち地域集積協力金交付事業	〇〇市	〇〇地域	60ha	R4	R4	
			▲▲地域	40ha	R4	R5	
		〇〇町	* * 地域	30ha	R4	R4	

- ※ 事業量欄には実施地域名、対象農用地面積欄には地域の農地面積をそれぞれ記載してください。
- ※ 年度当初に実施地域が決まっていない場合は、「一式」と記載してください。

③ 将来ビジョンの「現状と課題」、「取組方針」の欄に①と同様に農地バンクを活用した農地集積・集約化に関する内容を記載してください。

(1) 地域の特色を活かした農業の展開

目指す将来の姿に向けた取組方針	具体的な取組	実施事業
※ 地域の実情に応じて、担い手に農地を集積する必要がある旨記載	※ 地域の実情に応じて、農地バンクを活用して農地を集積する旨記載	機構集積協力金交付事業のうち地域集積協力金交付事業 ※ 実施地域の記載の有無は問わないが、記載がある方が望ましい

- ※ 取組方針の記載箇所は、地域の実情に応じて以下のいずれかの項目を選択して記載してください。
(1) 地域の特色を活かした農業の展開、(2) 都市農村交流や農村への移住・定住、(3) 地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承

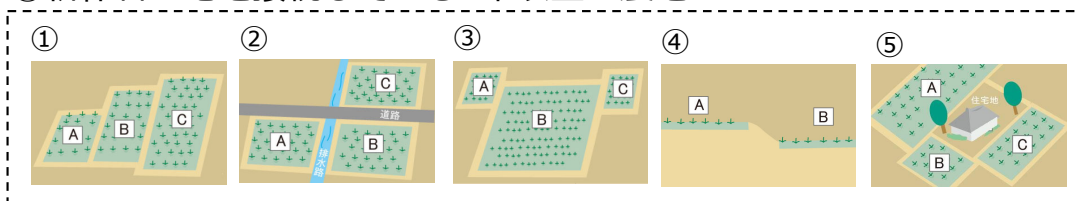
5－①. 集約化奨励金の交付要件（一般タイプ）

■ 交付要件（①、②又は③の要件を満たす必要があります。）

- 「地域」の農地面積に占める同一の耕作者の1ha以上（中山間地域及び樹園地は0.5ha以上、北海道は6ha以上、以下同じ。）の団地面積の割合が、目標年度（事業実施年度の翌々年度）までに
- ① 10ポイント以上増加、② 20ポイント以上、
 - ③ 既に地域内の同一の耕作者の1ha以上の団地面積の割合が30%以上の「地域」においては、同一の耕作者が耕作する団地又は独立する1筆のほ場の一箇所当たりの平均面積が、1.5倍以上にすること

● 「団地」とは、以下のいずれかに該当する一連の農作業の継続に支障が生じない2筆以上の隣接する農地をいいます。

- ① 畦畔で接続する2筆以上の農地
- ② 農道又は水路等を挟んで接続する2筆以上の農地
- ③ 各々一隅で接続する2筆以上の農地
- ④ 段状に接続する2筆以上の農地
- ⑤ 耕作者の宅地接続している2筆以上の農地



● 「1団地当たりの平均面積」の計算式

$$1 \text{ 団地当たりの平均面積} = \frac{\text{「地域」の農地面積}}{\text{同一の耕作者の団地数}}$$

※分母となる団地数には、独立する1筆の圃場も1団地としてカウントします。

○ 農地の集約化による効果に係るいずれかの成果目標を設定すること

- ①販売額又は所得額の10%以上の増加 ②生産コストの10%以上の削減 ③ほ場作業時間の10%以上の削減 等

※ 目標を設定することが要件であり、設定した目標を達成しなくとも補助金の返還等になりません。

※ 設定した目標の達成状況は、農地集積・集約化状況にて報告いただく必要があります。

■ 交付要件の達成時期

● 目標年度において達成している必要があります。

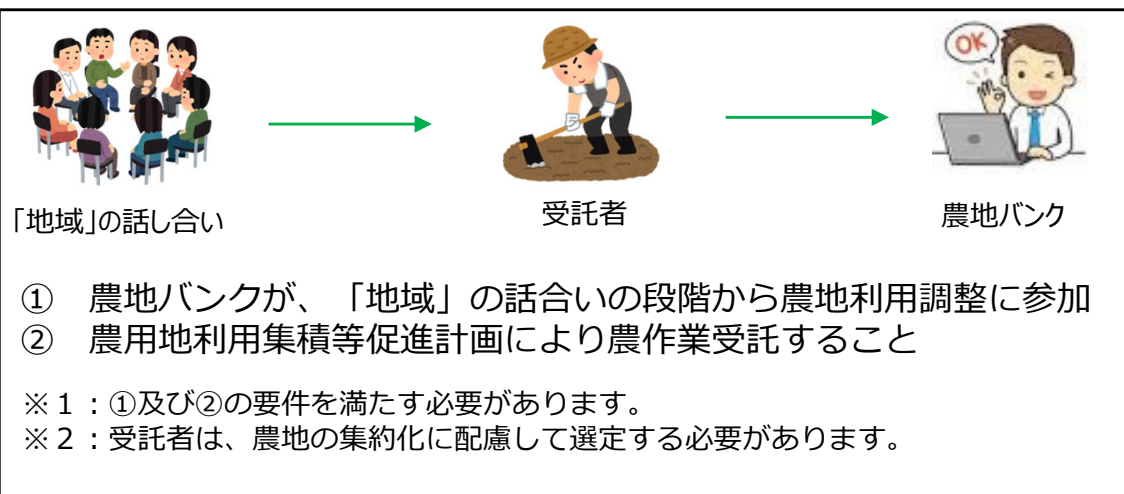
※ 目標年度において交付要件を満たしていない地域は、改善計画の作成を行い目標達成に向けた取組を行う必要があります。

■ 交付金の返還

● 目標年度の翌年度においても交付要件を満たさなかった場合は、交付された協力金を返還する必要があります。

5－②. 集約化奨励金の交付要件（一般タイプ）

■ 「機構を通じた農作業受託」



● 交付対象となる「農作業受託」とは

農作業受託することを約した契約のうち、
下記の**基幹的農作業のうち3作業以上を全てを受託することを約したものを**いいます。

- ① 稲については、耕起・代かき、田植え及び収穫・脱穀
- ② 麦、大豆については、耕起・整地、播種及び収穫
- ③ その他の作目にあってはこれらに準ずる農作業（3作業）

※「特定農作業受委託」も交付対象となります。

■ 農用地利用集積等促進計画の確認事項

基幹3作業以上を受託する農地面積

基幹3作業以上を記載

整理番号			農地中間管理機構に農作業の委託をする者(甲)				(氏名又は名称)				(住所)										
			農地中間管理機構(乙)				(氏名又は名称)				(住所)										
			農地中間管理機構から農作業の委託を受ける者(丙)				(氏名又は名称)				(住所)										
農作業の委託をする土地(A)				(乙)に委託する農作業(B)						(丙)に委託する農作業(C)						対価の支払(D)			備考		
所在				現況地目	面積㎡	農作業委託の形態	農作業の内容	始期年月日	終期年月日	契約期間	対価	農作業受託の形態	農作業の内容	始期年月日	終期年月日	契約期間	対価	支払人	相手方	支払方法	
市町村	大字	字	地番																		

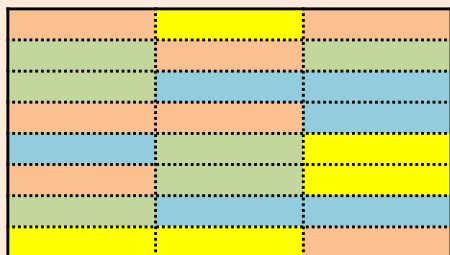
5－③. 集約化奨励金の交付要件の確認（一般タイプ）

■ 交付要件確認の例

① 「地域」の農地面積に占める同一の耕作者の1ha以上の団地面積の割合が、目標年度までに10ポイント以上増加すること

【取組前】

- ・地域の農地面積7.2ha（1区画0.3ha）



- ・同一の耕作者の1ha以上の団地面積
団地面積：0ha

- ・地域の農地面積に占める割合
 $0\text{ha} \div 7.2\text{ha} = 0\%$

$16.7\% - 0\% = 16.7\text{ポイント増加} \Rightarrow \text{交付要件①に適合}$

【取組後】

- ・地域の農地面積7.2ha（1区画0.3ha）



- ・同一の耕作者の1ha以上の団地面積
団地面積：1.2ha

- ・地域の農地面積に占める割合
 $1.2\text{ha} \div 7.2\text{ha} = 16.7\%$

② 「地域」の農地面積に占める同一の耕作者の1ha以上の団地面積の割合が、目標年度までに20ポイント以上増加すること

【取組前】

- ・地域の農地面積7.2ha（1区画0.3ha）



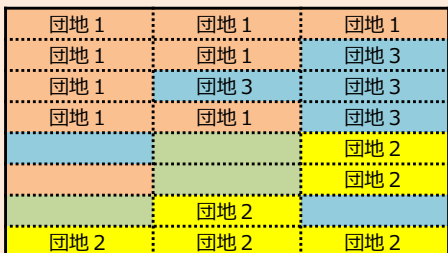
- ・同一の耕作者の1ha以上の団地面積
団地1～2の合計面積：2.7ha

- ・地域の農地面積に占める割合
 $2.7\text{ha} \div 7.2\text{ha} = 37.5\%$

$75.0\% - 37.5\% = 37.5\text{ポイント増加} \Rightarrow \text{交付要件②に適合}$

【取組後】

- ・地域の農地面積7.2ha（1区画0.3ha）



- ・同一の耕作者の1ha以上の団地面積
団地1～3の合計面積：5.4ha

- ・地域の農地面積に占める割合
 $5.4\text{ha} \div 7.2\text{ha} = 75.0\%$

③ 同一の耕作者が耕作する1ha以上の団地面積の割合が30%以上の「地域」において、同一の耕作者が耕作する1団地（独立した一筆のほ場合含む）当たりの平均面積が、目標年度までに1.5倍以上となること

【取組前】

- ・地域の農地面積9ha（1区画0.3ha）

団地1	6	9
団地1	7	10
団地1	団地2	11
団地1	団地2	12
団地1	団地2	13
団地2	8	14
団地4	団地3	15
団地4	団地3	16
団地4	団地3	17
5	団地3	18

同一の耕作者の1ha以上の団地面積の割合
 $3.9\text{ha} / 9\text{ha} = 43.3\%$

- ・地域の農地面積：9ha
- ・地域の団地数：18団地

- ・地域の1団地当たりの平均農地面積
 $9\text{ha} \div 18\text{団地} = 0.5\text{ha/団地}$

【取組後】

- ・地域の農地面積9ha（1区画0.3ha）

団地1	団地1	6
団地1	団地1	団地1
団地1	団地2	7
団地1	団地2	8
団地1	団地2	9
団地2	団地2	10
団地4	団地3	団地5
団地4	団地3	団地5
団地4	団地3	団地5
団地4	団地3	団地5

同一の耕作者の1ha以上の団地面積の割合
 $7.5\text{ha} / 9\text{ha} = 83.3\%$

- ・地域の農地面積：9ha
- ・地域の団地数：10団地

- ・地域の1団地当たりの平均農地面積
 $9\text{ha} \div 10\text{団地} = 0.9\text{ha/団地}$

$0.9\text{ha/団地} \div 0.5\text{ha/団地} = 1.8\text{倍} \Rightarrow \text{交付要件③に適合}$

5－④．集約化奨励金の交付額の計算方法（一般タイプ）

■ 交付対象面積

交付対象面積（転貸）＝ 対象期間内の転貸面積のうち
新たに団地化した面積

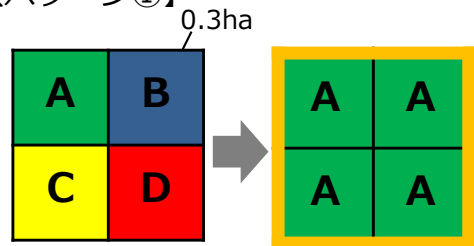
- 「対象期間内の転貸面積」とは、機構への貸付期間が6年以上の農地であって、事業実施年度の前年度の3月から目標年度の2月末までの転貸面積（予定を含む）です。

ただし、地域集積協力金（集約化タイプ）の交付を受けたことのある農地は対象外です。

- 「新たに団地化した面積」とは、同一の耕作者が耕作する1ha以上の団地面積について、事業実施年度の前年度の3月から目標年度の2月末までに増加した団地面積とします。

〈例：新たに団地化した面積 〇〇〉

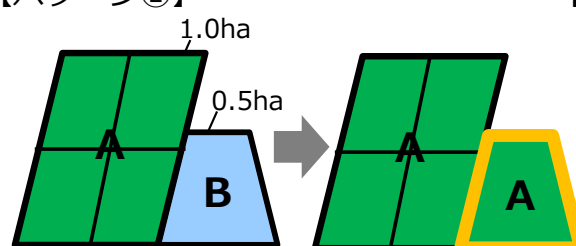
【パターン①】



1ha以上の
団地面積：0ha
1ha以上の
団地面積：1.2ha

交付対象面積：1.2－0＝1.2ha

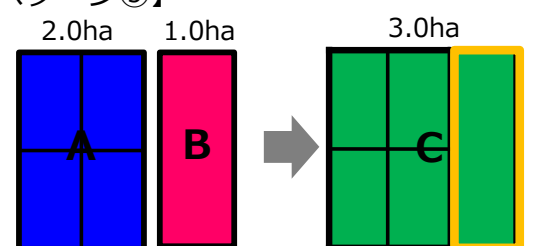
【パターン②】



1ha以上の
団地面積：1.0ha
1ha以上の
団地面積：1.5ha

交付対象面積：1.5－1.0＝0.5ha

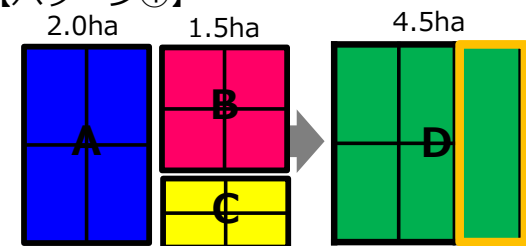
【パターン③】



1ha以上の
団地面積：2.0ha
1ha以上の
団地面積：3.0ha

交付対象面積：3.0－2.0＝1.0ha

【パターン④】



1ha以上の
団地面積：2.0ha
1ha以上の
団地面積：2.0ha（※）
1ha以上の
団地面積：4.5ha

交付対象面積：4.5－2.0＝2.5ha

※ 1ha以上の複数団地で新たに団地化する場合、団地化前の一番面積の大きい団地を事業実施前の団地面積とします

■ 交付額

交付額＝ 交付対象面積 × 交付単価

- 「転貸」と「農作業受託」で、交付単価と交付対象面積が異なります。

※集約化奨励金の交付は、同一の農地に対して一度限りです。

5－⑤．集約化奨励金の交付要件（受け皿準備タイプ）

■ 交付対象地域

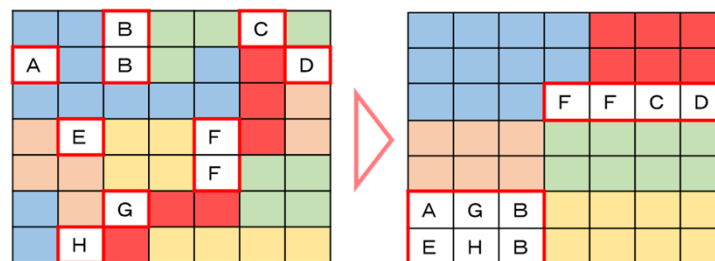
- 目標地図において農業を担う者が位置付けられていない農地による団地化に取り組む場合には、地域計画が策定されている地域であることが必要です。

■ 交付要件（①、②又は③の要件を満たす必要があります。）

- 「地域」の農地面積に占める（１）同一の耕作者が耕作する農地及び（２）目標地図において農業を担う者が位置付けられていない農地による１ha以上（中山間地域及び樹園地は0.5ha以上、北海道は6ha以上、以下同じ。）の団地面積の割合が、目標年度（事業実施年度の（１）翌々年度、（２）翌々翌年度）までに

- ① 10ポイント以上増加、② 20ポイント以上増加、
- ③ 既に地域内の同一の耕作者の１ha以上の団地面積の割合が30%以上の「地域」においては、同一の耕作者が耕作する団地又は独立する１筆のほ場の一箇所当たりの平均面積が、1.5倍以上にすること

- 目標地図において農業を担う者が位置付けられていない農地とは、目標地図において「今後検討等」とされた受け手が直ちに見つからない農地を指します。
- 農業を担う者が位置付けられていない農地であれば、耕作者が同一でなくとも２筆以上で隣接していれば、団地として取り扱います。



- 同一の耕作者が耕作する１ha以上の団地面積の増加と一体的に取り組むことが必要です。

- 目標地図において受け手が位置付けられていない農地による団地化のみでは交付対象となりません。

- 目標地図との整合を図りつつ、目標年度（事業実施年度の翌々翌年度）までに、目標地図において農業を担う者が位置付けられていない農地による団地を同一又は隣接の耕作者に転貸することが必要です。

- 目標年度までに団地化を図りつつ、目標地図に新たに位置付けた又は位置付ける予定の地域外の新たな担い手や隣接する既存の農業者に当該団地を転貸することが必要です。

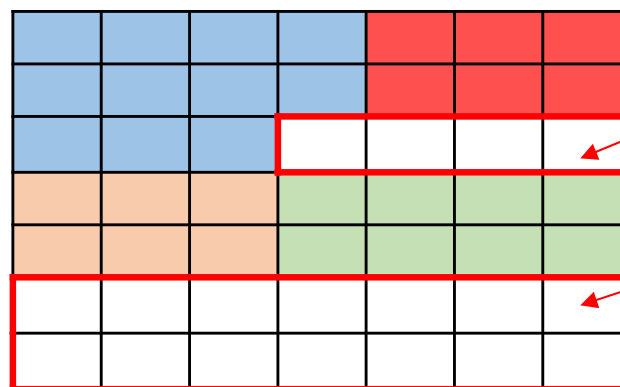
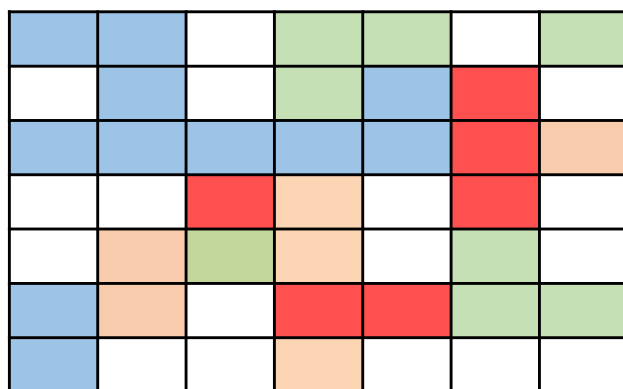
※ 団地の定義、１団地当たりの平均面積、農地の集約化による効果に係る成果目標の設定は一般タイプと同様です。P12参照

5－⑥．集約化奨励金の交付要件（受け皿準備タイプ）

■ 交付対象面積

- 交付対象面積の考え方は一般タイプと同様となります。P15左図参照
- しかし、目標地図において農業を担う者が位置付けられていない農地による団地化の場合には、1団地当たりの交付対象面積の上限は一般地域で4.0ha、中山間地域で2.0haとなります。

〔一般地域：14.7ha（30a×49筆）〕



1.2ha（30a×4筆）
→交付対象面積：1.2ha

4.2ha（30a×14筆）
→交付対象面積：4.0ha

※ 1団地当たりの上限となる4ha（中山間地域の場合は2ha）を適用

■ 交付単価

- 一般地域の交付単価1.0万円/10a～3.0万円/10aに0.5を乗じた単価【0.5万円/10a～1.5万円/10a】

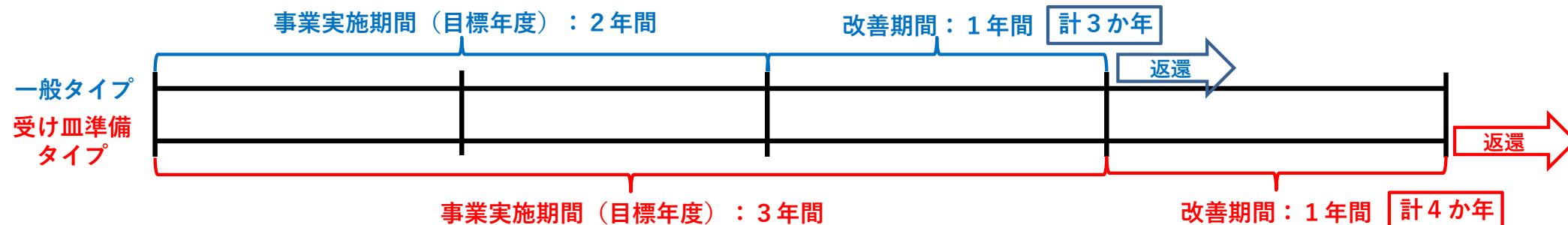
■ 交付要件の達成時期

- 目標年度において達成している必要があります。

※ 目標年度において交付要件を満たしていない地域は、改善計画の作成を行い目標達成に向けた取組を行う必要があります。

■ 交付金の返還

- 目標年度の翌年度においても交付要件を満たさなかった場合は、交付された協力金を返還する必要があります。



5－⑦. 集約化奨励金の交付要件等の確認（受け皿準備タイプ）

■ 交付要件等確認の例（交付要件の基本的な考え方は一般タイプと同様です。P14参照）

○ 交付要件

【取組前（一般地域）】

・地域の農地面積 9 ha（1 区画0.3ha）

団地 1	団地 1	団地 1
	団地 1	今後検討
今後検討		今後検討
今後検討		
		今後検討
今後検討		
	今後検討	今後検討

同一の耕作者の 1 ha以上の団地面積の割合
1.2ha / 9 ha = **13.3%**

目標地図において農業を担う者が位置付けられていない農地の1ha以上の団地の割合
0.0ha / 9 ha = **0.0%**
⇒ **計13.3%**

【取組後（一般地域）】

・地域の農地面積 9 ha（1 区画0.3ha）

団地 1	団地 1	団地 1
団地 1	団地 1	団地 1
団地 2		
団地 2		今後検討B
団地 2	団地 2	今後検討B
今後検討A	団地 2	今後検討B
今後検討A		今後検討B
今後検討A		
今後検討A	団地 3	団地 3
団地 3	団地 3	団地 3

同一の耕作者の 1 ha以上の団地面積の割合
4.8ha / 9 ha = **53.3%**

目標地図において農業を担う者が位置付けられていない農地の1ha以上の団地の割合
2.4ha / 9 ha = **26.7%**
⇒ **計80.0%**

80.0% - 13.3% = 66.7ポイント増加 ⇒ 20ポイント以上の増加

○ 交付額

【同一の耕作者の 1 ha以上の団地面積】

・新たに団地化した面積・・・4.8ha - 1.2ha = 3.6ha
・交付額・・・3.6ha × 3.0万円/10a = 108万円

【目標地図において農業を担う者が位置付けられていない農地の1ha以上の団地面積】

・各団地の面積・・・今後検討A：1.2ha、今後検討B1.2ha
・新たに団地化した面積・・・今後検討A：1.2ha ⇒ 上限面積4.0ha以下
今後検討B：1.2ha ⇒ 上限面積4.0ha以下
・交付対象面積・・・1.2ha + 1.2ha = 2.4ha
・交付額・・・2.4ha × 1.5万円/10a = 36万円

⇒ 交付額・・・108千円 + 36千円 = **144万円**

○ 交付要件

【取組前（中山間地域）】

・地域の農地面積 9 ha（1 区画0.3ha）

団地 1	団地 1	団地 1
団地 1	団地 1	今後検討11
団地 1	団地 2	6
今後検討 8	団地 2	今後検討12
団地 4	団地 4	団地 2
今後検討 9	団地 3	団地 2
団地 3	団地 7	団地 7
団地 3	団地 7	今後検討10
団地 3	今後検討10	今後検討10
今後検討10	団地 5	団地 5

同一の耕作者の0.5ha以上の団地面積の割合
6.3ha / 9 ha = **70.0%**

目標地図において農業を担う者が位置付けられていない農地の1ha以上の団地の割合
1.2ha / 9 ha = **13.3%**
⇒ **計83.3%**

・地域の農地面積： 9 ha
・地域の団地数： 12団地

・地域の1団地当たりの平均農地面積
9 ha ÷ 12団地 = **0.75ha/団地**

○ 交付額

【同一の耕作者の0.5ha以上の団地面積】

・新たに団地化した面積・・・6.6ha - 6.3ha = 0.3ha
・交付額・・・0.3ha × 3.0万円/10a = 9万円

【目標地図において農業を担う者が位置付けられていない農地の0.5ha以上の団地面積】

・各団地の面積・・・今後検討 5：2.4ha
・新たに団地化した面積・・・2.4ha - 1.2ha = 1.2ha ⇒ 上限面積4.0ha以下
・交付対象面積・・・1.2ha
・交付額・・・1.2ha × 1.5万円/10a = 18万円

⇒ 交付額・・・9万円 + 18万円 = **27万円**